

◎保育料を確認したい方へ

～（児童順位別）保育料計算のフローチャート～

保育料の算定・軽減要件は世帯状況によって異なるため、児童の順位別に保育料がいくらになるかは以下をご確認ください。

STEP1 市民税額（所得割）を確認する

市民税の所得割額は「市県税・県民税の決定（変更）通知書」等で確認できます。

下記のファイルをご参考にお確かめ下さい。

[市町村民税所得割額の確認方法\[PDF ファイル／1.14MB\]](#)

STEP2 保育料の階層区分を確認する

STEP1 で確認した市民税額（所得割）を父母合算し、下記のファイルで階層区分をご確認ください。

[保育利用（2号・3号認定）向け令和6年度郡山市保育料表 \[PDF ファイル／457KB\]](#)

※父母の収入額が180万円以下の場合、同居する祖父母等の市民税額（所得割）を合わせて計算する場合があります。

STEP3 保育料の軽減に該当するか確認する

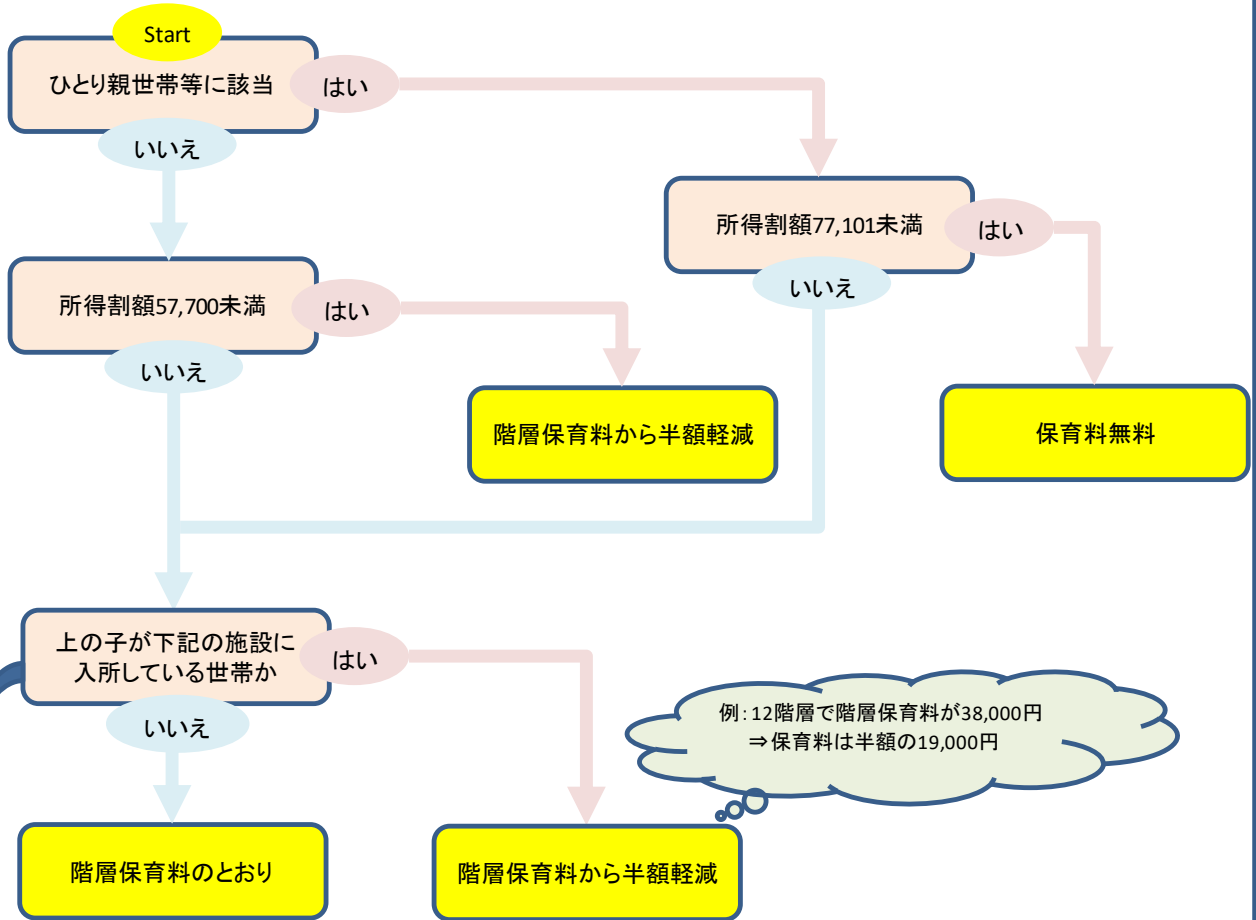
STEP2 で確認した保育料が軽減に該当するかを次のフローチャートでご確認下さい。

第一子の場合の保育料計算

第3階層から 第5階層までの世帯	無料
第6階層から 第11階層までの世帯	階層保育料から5,000円を軽減した金額
第12階層以上の世帯	階層保育料のとおり

例：11階層の世帯
第一子の保育料は
29,000円

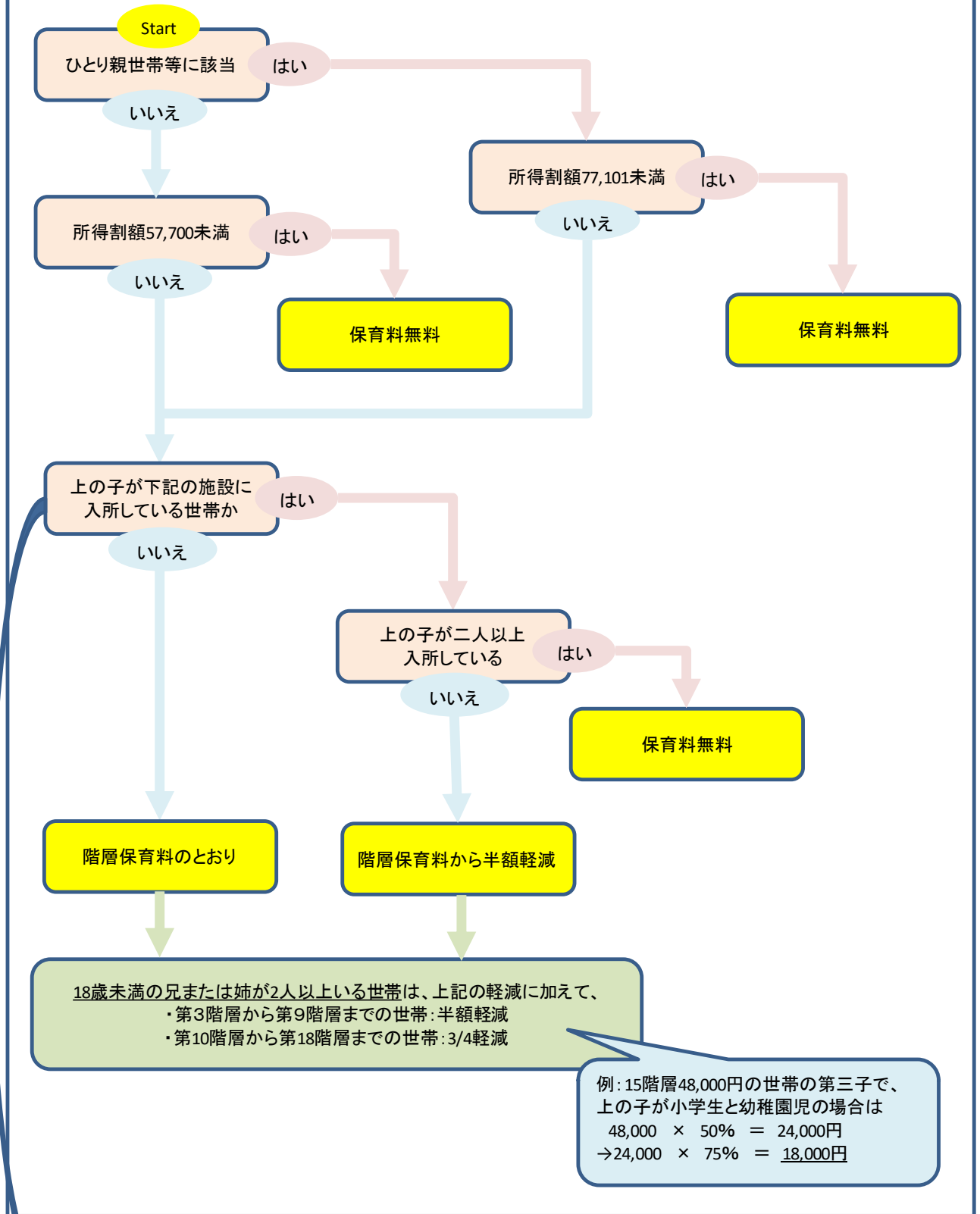
第二子の場合の保育料計算



例：12階層で階層保育料が38,000円
⇒ 保育料は半額の19,000円

- ①認可保育所 ②小規模保育事業等 ③幼稚園 ④認定こども園 ⑤特別支援学校幼稚部
⑥企業主導型保育事業 ⑦児童心理治療施設通所部 ⑧児童発達支援及び医療型発達支援を利用
※小学校就学前の兄弟に限る

第三子以降の場合の保育料計算



- ①認可保育所 ②小規模保育事業等 ③幼稚園 ④認定こども園 ⑤特別支援学校幼稚部
⑥企業主導型保育事業 ⑦児童心理治療施設通所部 ⑧児童発達支援及び医療型発達支援を利用
※小学校就学前の兄姉に限る